Japanese
日本語

Notifying the Public of Rights Under Title VI
公民権法第六編（タイトル VI）による公権の通知

ホノルル市郡のプログラムやサービスは、公民権法第六編（タイトル VI）に従い、何人に対しても人種、皮膚の色、出身国などに関係なく運営されます。もし公民権法第六編に反する違法な差別の被害を受けたと思われる場合は、ホノルル市郡に苦情を申し立てることができます。

ホノルル市郡の公民権プログラムの更なる情報、または苦情の申し立ての手順については電話 808-768-8374、E メール thebusstop@honolulu.gov; または事務所 650 South King Street, 3rd Floor, Honolulu, Hawaii 96813. までどうぞ。更なるインフォメーションについては http://www.honolulu.gov/dts/aboutus/publictransit/ にて。